

消 防 予 第 6 3 号
消 防 安 第 6 0 号
消 防 危 第 6 0 号
消 防 特 第 6 5 号
平成 1 7 年 3 月 2 5 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

消 防 庁 防 火 安 全 室 長

消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長

消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の公布について

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 1 7 年省令第 3 8 号。以下「規則」という。）が、本日公布され、平成 1 7 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

今般制定された規則（**別添**）は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 4 9 号。以下「法」という。）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成 1 7 年政令第 8 号）が平成 1 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、消防庁関連法令について、電磁的記録により行うことを容認する書面の保存及び作成の範囲、並びにその方法及び要件を整備するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 趣旨

民間事業者等が、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、規則の定めるところによることとしたこと。（第1条関係）

第2 定義

規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例によることとしたこと。（第2条関係）

第3 法第3条第1項の主務省令で定める保存

法第3条第1項の主務省令で定める保存は、別表第1の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存としたこと。（第3条関係）

なお、別表関係については、別添の規則を参照のこと。

第4 電磁的記録による保存

1 民間事業者等が、法第3条第1項の規定に基づき、別表第1の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別表第2の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないこととしたこと。（第4条関係）

（1）作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

（2）書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、第4の1（1）及び（2）に基づいて電磁的記録の保存を行う場合は、電磁的方法により記録された事項が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示及び書面を作成できるようにして保存され、かつ、電子計算機の処理システム上、電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができるようになっているとともに、記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の時経過した後に行った場合には、その事実を確認することができるよう、必要な措置を講じなければならないこととしたこと。

第5 法第4条第1項の主務省令で定める作成

法第4条第1項の主務省令で定める作成は、別表第3の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成としたこと。（第5条関係）

第6 電磁的記録による作成

民間事業者等が、法第4条第1項の規定に基づき、別表第3の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合及び別表第4の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならないとしたこと。（第6条関係）

第7 施行期日

平成17年4月1日から施行することとしたこと。（附則関係）